

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成23年  
(2011年) 5月15日

第1795・96号

毎月3回5の日に発行  
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

# 市議会旬報

## 地域主権関連3法が成立

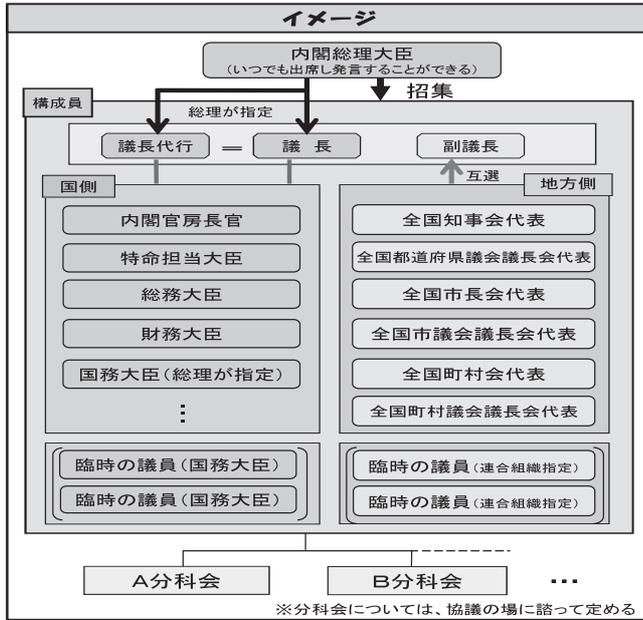
### 国と地方の協議の場が創設へ

地域主権関連3法が4月28日、参議院本会議で可決、成立したことを受け、地方六団体は同日、会長連名による共同声明を公表した。左掲。

成立した3法とは「国と地方の協議の場に関する法律」「第1次一括法(地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)」

「地方自治法の一部を改正する法律」。昨年の通常国会に提出されていたものの今国会まで継続審議となっていた。

国と地方の協議のイメージは、「左掲の図」とおり。関係閣僚と地方六団体の代表で組織するほか、総理も必要に応じて出席し発言する。協議の場では、国と地方公共団体との役割分担に関する事項



のほか、地方行財政や税制など地方自治に関する事項、地方自治に影響を及ぼすと考えられる事項について、幅広い議論を積み重ねていく。

第1次一括法では11法律に關し義務付け・枠付けの見直しが行われる。具体的には▽児童福祉施設の設置及び運営に関する基準▽公営住宅の整備基準及び収入基準▽道路の

「国と地方の協議の場に関する法律」等の成立にあたって

本日、「国と地方の協議の場に関する法律」など3法が成立した。

地方六団体は、政府・与野党に対し再三にわたり、早期成立を強く求めてきたところであり、これら3法の成立を評価したい。

特に法制化された「国と地方の協議の場」は、地方の長年の悲願であり、東日本震災からの復旧・復興に向けた国・地方を挙げての一丸とな

構造の技術的基準——などを自治体の条例へ委任。また、条例制定権の拡大も図られる。

改正自治法では議員定数の上限が撤廃される。また、議会事務局の法制担当や監査委員事務局の複数市町村での共同設置が可能となった。

3法の成立を巡っては、憲法の原則である「国民主権」との整合性を図るべきとする自民党の主張を受け入れ、「地域主権」の文言を削除する修正が加えられた。修正された3法案は4月22日、衆議院本会議で可決していた。

### 被災地の16団体 選挙期日が決定

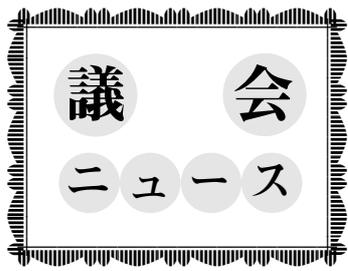
政府は5月10日、東日本大震災により被害を受けた地域のうち、6月11日以降に任期満了を迎える議会と長の選挙に關し、選挙期日を延期する特例法改正法案を閣議決定した。合わせて、統一選を実施する予定だった被災地の特例選挙期日を定める政令についても閣議決定した。

今回の閣議決定により定められた政令で、特例選挙期日が設けられた市町村は16団体。うち特例選挙期日が定められた市は▽水戸市 5月29日▽白河市 7月10日▽福島市 7月31日▽会津若松市 8月7日▽盛岡市 8月28日▽郡山市 9月4日▽須賀川市 9月4日——の7団体。

現時点で選挙予定期日についての判断が困難な自治体については、選挙予定期日が固まった段階で改めて特例選挙期日を定める。

### 5月15日現在の都市数 809都市

うち	
指定都市	19市
中核市	41市
特例市	40市
一般市	686市
特別区	23区



地方議会関係者の中で現在、議会改革のトップランナーとして注目を集める存在が会津若松市議会。議会基本条例をまちづくりのためのツールとして活用し、「市民との意見交換会」「政策討論会」などを通じて「市民の負託に応える合議体たる議会づくり」を進めています。会津若松市議会の取り組みにおける最大の特徴は、市民参加型の政策形成サイクルの構築・実践。議会側が市民の声を吸い上げながら、政策形成へ積極的にいかかわっていく姿勢を議会基本条例で打ち出し、実行に移しています。議会基本条例を制定した平成20年度には63団体・424人、21年度には146団体・900人が視察に訪れた会津若松市議会。22年11月には、これまでの議会の軌跡を本として取りまとめ、視察時のテキストとしても活用しています。本紙では今号と次号で、この本を紐解きつつ会津若松市議会における議会改革の取り組みについて紹介します。

# 議会からの政策形成

【上】

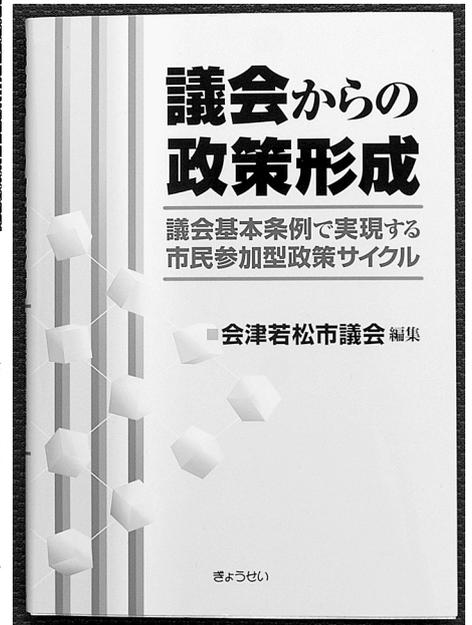
## 会津若松市議会が目指す市民参加型政策サイクルとは

平成20年6月に制定された会津若松市議会基本条例。全22条で構成されており、条数としては多いものではありません。議会基本条例の先進事例として紹介される北海道の

栗山町議会では全26条、同じく先行して条例制定を成し遂げた三重県議会では全28条で構成されていることから、会津若松市議会の議会基本条例を構成する条数は少ないことが分かります。

他市の議会基本条例に含まれている内容でも、会津若松市議会の条例には盛り込まれていない規定が多く、特に地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大、直接的な最高規範性などが規定されていません。

ではなぜ、会津若松市議会



### 議会からの政策形成

議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル

会津若松市議会 編集

きょうせい

を結んだものなのです。会津若松市議会の議会基本条例では会派について「議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする」と規定しています。ここで注

目すべきは、会派の形成を原則として義務付けていることができること、あえて「するものとする」とした点です。ねらいは「議会内の政策形成主体としての会派の位置付けを明確にすること」にあります。政治調査費の交付主体ともなっている会派は、会津若松市議会において従来から、議

しかし、各派代表者会議は従前、公式な存在として位置付けられていませんでした。非公開の各派代表者会議の場で、議会の重要事項が決まってしまう現実。当然ながら政策決定の過程が、市民の目に写りません。「議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する」とは、会津若松市議会基本条例第8条第2項に掲げられた条文。合わせて議会基本条例では、全ての会議の原則公開制をも謳っているため、各派代表者会議が公式な存在となった現在、市民への説明責任が担保されることとなったのです。

## 3つのツールを活用

このほか、会津若松市議会基本条例第5条では「市民と議会との関係」について規定しています。第1項では「議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならぬ」と規定しています。合わせて第4項では、「市民参加の推進に努めると

本とした「政策討論会」で検討し、検討結果を持参して次回開催の「市民との意見交換会」へ臨むサイクルが会津若松市議会では確立されています。このサイクルを会津若松市議会では「政策形成サイクル」と呼んでいます。

ともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとするとも規定しています。これらの条文に則って進められた取り組みが「市民との意見交換会」です。意見交換会では出される多数の意見や要望の中には、議会が政策的に取り組んでいくべきテーマが含まれています。このテーマを取り上げ、議員間討議を基

【3面に続く】

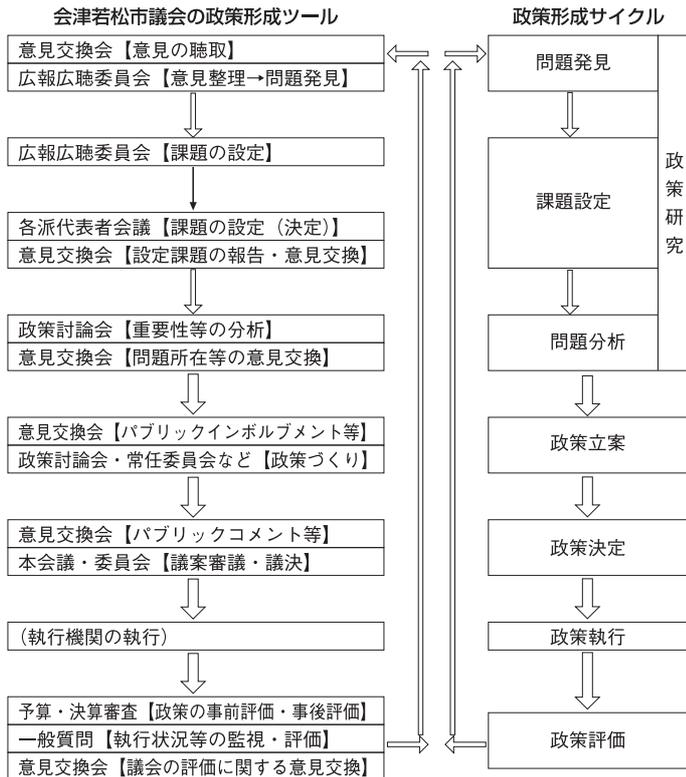
【2面から続く】

条例に裏打ちされた3つのツールが、それぞれ十分に機能することにより、市民から寄せられた意見や要望に対し議会が確実に応えていくことになるのです。

会津若松市議会の政策形成サイクルでは、「市民との意見交換会」で寄せられた多くの意見の中から問題を発見するとともに、発見した問題を議会が扱うテーマとして「政策研究」政策立案→政策決定→政策執行→政策評価」のプロセスに乗せ、問題解決の糸口を探っていきます。3つのツールは、それぞれ政策形成サイクルに対応しており、市民とのキャッチボールによって政策形成サイクルの各プロセスを遂行していきます。

サイクルの起点となる「市民との意見交換会」は、他の自治体議会で開催している「議会報告会機能」に「政策形成のための意見交換機能」を加えたもの。「地区別意見交換会」と、行政分野別に実施する「分野別意見交換会」の2種類で開催しています。「地区別意見交換会」は、概ね小学校区に対応した15地

政策形成サイクルにおける主要ツールの位置づけ



区を対象として開催。1年間を前期と後期に分け、1地区あたり前期と後期、それぞれ1回ずつ開催しているところ。議会報告会だけではありせん。しかし、会津若松市議会の意見交換会は議会報告機能のほか、意見交換機能をも加え開催しています。意見交換機能を持たずには、討議テーマや政策課題に係る論点・争点を提示する必要があります。論点等の提示に向けた

対応には、一定の調査研究などが必要となり相応の時間も必要となるため、年2回開催としたものです。次のステップとして登場する存在が「広報広聴委員会」となります。市民との意見交換の企画をはじめ、問題発見や課題設定を担っており、サイクルを回すうえでの中枢機能を果たす機関といえます。この委員会は、従前の広報編集委員会を発展的に解消して設置した機関。これまで会

津若松市議会では、広報機能について一定の取り組みを進めていたものの、広聴機能については取り組みが十分ではありませんでした。そこで名が体を表すとおり、広報と広聴の2機能を果たすため、広報広聴委員会の設置に至ったものです。3番目のステップとして登

場する「政策討論会」は▽全體會▽4分科会▽議会制度検討委員会——で構成される機関。問題分析や政策立案を担当します。広報広聴委員会が設定し、各派代表者会議の決定を経て討論テーマとされた課題は、政策討論会で討議されていくこととなります。政策討論会の討論テーマと

なる課題の決定は、各派代表者会議に委ねられています。議会の下部機関である広報広聴委員会へ、議会としての課題設定まで委ねるわけにはいかず、機関連想として一定の担保措置が必要だったためです。全體會や分科会など討議の場を定める役割も、各派代表者会議が担います。

市民の意見を議会へ

市民との意見交換会のうち「地区別意見交換会」は5月と11月、定例的に開催しています。意見交換会の趣旨は、聴取した市民意見を後ろ盾とし、議会内での議論・政策形成へつなげていくこと。議員は「市民の意見・要望の意図・真意等をお聞きする」という姿勢で臨んでいます。会議の柱となるのは「議会報告」「市政・議会運営に関する意見交換」「議会報告」は、さらに「議会審議報告」「議会改革報告」に細分化されます。議会審議報告では、定例会や臨時会における審議経過・結果について報告。議会改革報告では「政策形成サ

これまでに「水道事業の第三者委託」「議員活動、議員報酬等の仮説モデル」などに、関し意見を交換してきました。次号では個別の事例紹介として、議員活動や議員報酬に関する会津若松市議会の取り組みについて掲載します。

22年末

みんなの党議席3倍強へ

地方議会議員の所属党派調査―総務省

総務省は4月21日、「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」を公表した。この調査は平成22年12月31日現在、議員または首長として在職している者について、選挙立候補の届出時における所属党派を調べたもの。所属党派別の人員は、22年中において実施された一般選挙の結果などを受け、前年と比較して増減している。このうち本紙では、特に市区議会議員に注目しながら議員数について整理していくこととする。なお、22年中における一般選挙の執行件数は742件であり、うち市区議会議員選挙は156件、市区長選挙は202件であったことを補足しておく。

市区議員定数239人減

総務省の調査によると、全国の市区町村議会議員の定数は、対前年比987人減の3万3695人。このうち市区議会議員の定数は、対前年比

市区議員約64%が「無所属」

全国809市区(22年12月末現在)の議会議員2万1031人の所属党派について、取りまとめたのが「表1」である。この表をみると、無所属に該当する議員が最も多く

〈表1〉

市区議会議員の所属党派別人員調

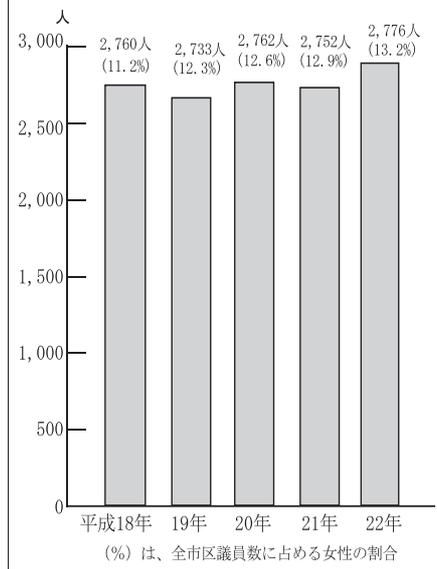
Table with 3 columns: Party, Dec 2022 (Person/%), Dec 2021 (Person/%)

※構成比(%)は、小数点以下第2位を四捨五入

1万3435人。市区議会議員全体のうち63.9%を占めている。21年の調査でも、無所属に該当した議員は1万3706人で全体の64.3%を占めていたため、前年に引き続き高い割合を保っている。

次に占める割合が高い党派は公明党で2337人。日本共産党の2011人、自由民主党の1637人、民主党の1042人が、公明党の後に続く。議席数を3倍強に伸ば

表2) 女性市区議員数の推移



市区議員13.2%は女性

全国の女性市区議会議員の

推移について取りまとめたのが「表2」。21年よりも24人増加した。所属党派については多い順に、無所属917人、日本共産党752人、公明党684人と続いている。

都市問題公開講座 申し込み期限迫る

(財)東京市政調査会が6月11日、「『消えた老人』はなぜ生まれるのか」をテーマに、東京・日本プレスセンターで公開講座を開催します。開催案内は本紙第1793号でお知らせしたところですが、申し込みの期限が迫ってまいりましたので、改めてご案内します。申し込み期限は6月9日。参加申し込みは東京市政調査会のホームページで付けています。問い合わせは東京市政調査会研究室まで。 ☎03(5991)1261

新庁舎落成

議会所在地変更

- ▽真庭市(岡山県) ☎0719-3292
▽水戸市(茨城県) ☎310-0063
▽須賀川市(福島県) ☎962-0392
▽秩父市(埼玉県) ☎369-1592
▽高萩市(茨城県) ☎029(226)4177
▽水戸市五軒町1-12 ☎029(226)4175
▽高萩市(茨城県) ☎029(226)4177
▽秩父市(埼玉県) ☎369-1592
▽秩父市下吉田6585-2 ☎0494(72)2122
▽須賀川市柱田字中地前22 ☎0248(65)2409
▽高萩市春日町3-10 ☎0494(72)2122
▽秩父市(埼玉県) ☎0494(77)1010
▽真庭市久世2927-2 ☎0867(42)1272
▽水戸市(茨城県) ☎029(226)4177
▽高萩市(茨城県) ☎029(226)4177
▽秩父市(埼玉県) ☎369-1592
▽秩父市下吉田6585-2 ☎0494(72)2122
▽須賀川市柱田字中地前22 ☎0248(65)2409
▽高萩市春日町3-10 ☎0494(72)2122
▽秩父市(埼玉県) ☎0494(77)1010